

第4章 施策の体系的な推進

総合的な視点に立って中山間地域対策を進めていくため、施策の柱に沿って、諸施策を体系的に整理し、総合的に取り組んでいきます。

《施策の体系》

1 中山間地域での暮らしを支え合う仕組みづくりの強化

- (1) やまぐち元気生活圏づくりの推進
- (2) 地域経営力の向上
- (3) 地域づくりの新たな担い手の育成・確保
- (4) 地域の取組を支援する体制の整備
- (5) 豊かな地域資源の保全と継承

2 中山間地域への新たな人の流れの創出・拡大

- (1) 移住・定住の促進
- (2) 関係人口の創出・拡大
- (3) 都市と地域の多様な交流の促進

3 安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備

- (1) 暮らしの安心の確保
- (2) 暮らしの安全の確保
- (3) 子育て・教育環境の整備
- (4) いきいきと暮らせる地域社会づくり

4 中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興

- (1) 観光・交流産業の振興
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 地域産業連携による新産業の創出
- (5) 地域資源を活かしたビジネスの創出

1 中山間地域での暮らしを支え合う仕組みづくりの強化

中山間地域では人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなるなど、既存の集落単位の取組だけでは、集落機能*の維持に支障を来す地域も生じています。

こうした状況に対応し、安心して暮らし続けられる中山間地域を実現していくためには、広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを進めるとともに、地域運営に経営の視点を取り入れ、地域自らが地域課題の解決に取り組むことが重要となっています。

また、地域における担い手が不足する中で、これまで地域を支えてきた世代を引き継ぐ新たな担い手を育成・確保する必要があります。

さらに、中山間地域の多面的機能を保全・継承していくためには、地域の良さを学び、それを地域づくりに活かしていくとともに、地域資源*の適切な保全・管理が必要です。

■ 施策展開の方向

- (1) 広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを推進するとともに、住民主体の地域づくりを進めます。
- (2) 地域主体の持続的な取組体制の構築や事業実施に向けた取組を支援するとともに、地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保を通じて、地域経営力の向上を図り、収益事業と生活サービス事業の好循環を生み出す地域づくりを進めます。
- (3) 研修等を通じて地域づくりの新たな担い手や団体を育成するとともに、都市部からの移住者や地域おこし協力隊*などの外部人材の導入を進めます。
- (4) 地域を専門的、継続的に支える支援者の育成・確保を進めるとともに、専門家や企業、大学生などの多様な主体との連携・協働を進めます。
- (5) 中山間地域が有する多面的機能への理解を深め、その保全や活用のための取組を、県民と協働して進めます。

■ 施策目標

項目	現状値(2021)	目標値(2026)
やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域数（累計）	70地域	100地域
地域経営を担う法人組織の設立件数（累計）	2件	6件
中山間地域づくり人材育成研修の参加者数	262人	1,500人 (2022~2026)
企業や大学生等による地域づくり支援活動への参加者数	382人	2,000人 (2022~2026)
中山間地域等直接支払制度の取扱面積（年間）	11,557ha	12,000ha
山口型放牧の新規取組面積	70ha (2017~2021)	80ha (2022~2026)

■ 具体的な取組

(1) やまぐち元気生活圏づくりの推進

人口減少・高齢化が進行する中山間地域では、集落単位での地域活動の維持が困難になりつつあることから、既存の集落の枠を超え、複数の集落が広域的な範囲で集落機能*や日常生活を支え合う仕組みづくりを進めます。

① やまぐち元気生活圏の形成

住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」の形成が必要です。

- 複数集落単位で生活サービス等の拠点化とネットワーク化を推進するとともに、近隣の中心都市等とも連携しながら、地域産業の振興や定住の促進を図ります。
- 小学校区や大字等の広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う、地域コミュニティ組織*づくりを促進するとともに、持続的な活動体制づくりを支援します。
- 元気生活圏の形成や地域の課題解決に向けて、市町や関係団体と連携しながら、一体となった取組を進めます。
- 専門家による地域伴走型支援等により、地域づくりの機運がある地域における元気生活圏の形成に向けた取組を支援します。



地域における話し合い

② 住民主体の地域づくりの促進

地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民が自主的・主体的に地域づくりに取り組むことが必要です。

- 地域住民が自主的・主体的に取り組む、地域の将来像や具体的な目標、行動計画等の作成や、地域課題解決のための取組を支援します。
- 市町や関係団体等と連携しながら、地域の実態や活動状況等に応じた効果的な支援制度の構築に努めます。
- 企業や大学生、県職員など多様な人材を活用し、地域課題の解決や地域資源*の活用等に向けた地域住民の自主的・主体的な取組を支援します。
- デジタル技術や特定地域づくり事業協同組合制度など、新たな技術や手法を地域課題の解決に活用する取組を促進します。
- 集落機能や生活サービス機能等が不足する地域において、地域での暮らしを維持していくために必要とされる取組を支援します。



県庁中山間応援隊の活動

(2) 地域経営力の向上

地域運営に経営の視点を取り入れることで、地域資源*を活用した収益事業を行うとともに、地域の課題解決につながる生活サービス事業等を展開することにより、地域に好循環を生み出す仕組みづくりを進めます。

① 住民主体の持続的な取組体制の形成

地域住民が主体となって、市町等と連携しながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織を形成することが必要です。

- 市町や関係団体等と連携し、地域経営を担う法人組織の立上げ等に向けた地域住民の主体的な取組を支援します。

② 地域の課題解決につながる事業の実施

将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域資源を活用した収益事業を行うとともに、地域の課題解決につながる生活サービス事業等を実施することにより、地域に好循環を生み出すことが必要です。

- 地域資源を活かした収益事業や複数の事業を組み合わせて収入を増やす取組など、地域経営組織の持続的な運営や地域での雇用創出に向けた取組を支援します。
- 商店やガソリンスタンドの運営やコミュニティバスの運行など、日常生活に必要な生活サービスの維持・確保に向けた地域経営組織の取組を支援します。



コミュニティバスの運行

③ 地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保

地域全体を見渡し最適な運営を考えて事業活動を切り盛りする人材を育成・確保することが必要です。

- 地域経営組織が持続的に運営を行っていく上で必要となる、地域経営マネージャーの育成・確保を促進します。
- 研修等を通じて、地域内における人材の育成や都市部からの移住者や地域おこし協力隊*等の外部人材の導入を促進します。
- 地域経営を担う法人組織の設立・育成に取り組む中核的な団体と連携・協働し、県内の地域経営組織や支援地域、市町等による情報交換・課題共有・相互研鑽のための取組を促進します。



地域おこし協力隊の活動

(3) 地域づくりの新たな担い手の育成・確保

人口減少・高齢化が急速に進行する中山間地域において、地域づくりを支える新たな担い手や団体を育成・確保することが必要です。

① 地域づくりの新たな担い手の育成・確保

地域づくりを支える新たな担い手や活動の中心となるリーダーを育成するとともに、都市部からの移住者など外部人材の導入を促進します。

- 地域づくりの専門家を講師とする研修会などを関係団体等と連携して開催し、新たな担い手や地域づくりリーダー、集落支援員等の育成・確保を進めます。
- 都市部からの移住者や地域おこし協力隊*など、地域づくり活動に意欲のある外部人材の導入を促進します。
- 広報活動や研修等の機会を通じ、様々な先進事例やデジタル技術の活用事例、地域づくり活動のノウハウなど、地域づくりの担い手や団体等への情報提供や情報共有を進めます。
- 研修等の機会を通じて、地域づくりの担い手・団体等の広域的なネットワークづくりを支援します。
- 地域づくりにおける男女共同参画を推進するため、幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるように、それぞれの個性や能力が発揮できる環境整備を進めます。



中山間地域づくり実践者のつどい

② 地域づくり活動団体、NPO法人の基盤強化

多様な活動団体の育成を図り、地域コミュニティ組織*とも連携しながら地域づくりを進めることが必要です。

- 自治会、子ども会、老人クラブ、婦人会やNPO法人等の自主的な地域づくり活動や、各団体の連携した取組を促進するとともに、活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくりを進めます。

③ 郷土に誇りと愛着を持つ人材を育てる教育の実践

学校教育において、地域資源*を生かした子どもたちの豊かな学びを実現することが必要です。

- 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、子どもたちが、地域の自然や伝統、文化、先人の生き方等の様々な地域資源を通じた学びにより、ふるさとへの誇りと愛着を育む機会の充実を図るとともに、各学校における好事例の共有と取組の普及を促進します。

- 学校と地域・社会が連携・協働して児童生徒の成長を支えていくための「学校・地域連携カリキュラム*」の効果的な運用を図ります。
- 学校・家庭・地域が連携し、学校課題や地域課題について話し合う「熟議*」において児童生徒が主体的に参画する取組を促進します。
- 公民館、関係団体等と連携し、多様な人材の参画による地域ぐるみの活動を通して、子どもたちの地域の担い手としての意識を育む教育を推進します。

(4) 地域の取組を支援する体制の整備

地域を支える支援者を育成・確保するとともに、地域づくりの担い手や団体の活動をサポートする体制を整備することが必要です。

① 地域を支える支援者の育成・確保

地域を支え、人と人をつなぐ支援者を育成・確保することが必要です。

- 地域づくりの専門家を講師とする研修等により、地域づくりの中間支援を行うことができる人材・組織を育成します。
- 都市部からの移住者や地域おこし協力隊*など、地域づくりへの支援に関心のある外部人材の導入を促進します。



中山間地域づくり支援者のつどい

② 多様な主体との連携・協働による地域づくりの推進

様々な知見や技術等を持つ多様な主体が連携・協働して地域づくりを支援する体制を整備することが必要です。

- 専門家や企業、大学生などの多様な主体が連携・協働して地域づくりを支援する体制整備を進めます。
- 地域の実情に合わせた地域づくりを継続的・専門的に支援する体制を整備します。
- 買い物支援などの生活支援サービスに関する地域の実態を把握するとともに、誰もが利用しやすいデジタル技術を使ったサービスの提供など、市町や地域、事業者等と連携した取組を促進します。
- 地域と技術者をつなぐ仕組みを構築し、デジタル技術を活用した地域課題の解決や住民生活の利便性向上に向けた取組を支援するとともに、県内各地域への広がりに向け、取組事例の情報発信等を進めます。



専門家による地域づくりの支援

(5) 豊かな地域資源の保全と継承

中山間地域の多面的機能を保全・継承するため、地域の歴史や文化、特性等について学び、活用していくとともに、農地や森林等を適切に管理していくことが必要です。

① 「地域の良さ」の再発見活動の促進

「地域の良さ」を見つめ直し、「誇り」をもった地域とすることが必要です。

- ワークショップ等の開催を通じて、美しい景観・伝統文化・人的資源等の地域資源*の評価や再発見活動を促進します。
- 活動を通じて発掘された地域の「誇り」となる資源について、その活用や継承等の取組を促進します。

② 地域文化の保存・伝承、文化財等の保全

地域の伝統的な文化や芸能、祭りなどを次世代に保存・伝承することが必要です。

- 伝統芸能等の大切さを多くの人々に伝えていく取組を促進するとともに、地域における継承者の育成を支援します。
- 「山口県文化財保存活用大綱」等に基づき、歴史的建造物、史跡、名勝、天然記念物等の文化財について、計画的で適正な維持管理・修復整備、活用への支援を進めます。



地域文化の保存・伝承（岩国市・上沼田神楽）

③ 美しい景観の形成と保全

中山間地域の美しい景観の保全に向けて、市町と地域住民が一体となった取組が必要です。

a 地域の美しい景観形成や土地利用の推進

- 景観づくりについては、「山口県景観ビジョン」に基づき、県、市町、事業者、県民が適正な役割分担の下に協働して取り組みます。
- 土地利用規制等による良好な景観形成や計画的な土地利用の推進を図ります。

b 景観の維持・環境保全に配慮した河川・水路、農業基盤等の整備

- 地域特性や環境に配慮し、周辺と調和した公共事業の実施に努めます。
- 自然の川を参考にした、瀬と淵の保全や修復、水際部には間隙のある多孔質な構造など自然豊かな川づくり、魚道の整備、ビオトープの形成など生態系に優しい川づくりを進めます。

④ 農地・森林等の適切な管理

人口減少・高齢化が進む中で、新しい方策も取り入れながら、農地、森林等の適切な管理を図ることが必要です。

a 農地

- 中山間地域等直接支払制度での集落協定による農地保全等の取組を推進します。
- 農地中間管理機構関連事業等の活用により、集落営農の法人化を推進し、集落や地域の農地を守る体制づくりを進めます。
- 遊休農地の活用対策として、市民農園制度や特定法人貸付事業等の活用、山口型放牧などを積極的に推進します。
- 中山間ふるさと保全対策基金を活用し、地域住民活動の体制づくりや保全活動の基盤づくりの構築に向けた取組を支援します。
- 多面的機能支払交付金を活用し、農地・農業用施設の保全管理や長寿命化の取組を支援します。



農地の多面的機能の維持

b 森林

- 「やまぐち森林づくり県民税」等を活用し、荒廃森林や繁茂竹林の整備など、健全で多様な森林づくりを進めます。
- 森林づくり体験活動等を通じて、森林整備の必要性の理解を深めるとともに、ボランティア活動による森林づくりや竹の利用を促進する取組を進めます。
- 森林環境譲与税を活用し、森林GISの機能強化等を進め、市町が行う森林整備等の取組を支援します。
- 保安林の指定を計画的に進め、適切な森林整備等の実施により、森林の持つ公益的機能の維持増進に努めます。

c 海岸・漁場

- 「離島漁業再生支援交付金」を活用した漁場保全の取組を進めます。
- 水産多面的機能発揮対策事業等の活用により、藻場・干潟の保全を進めます。

⑤ 循環型社会の形成や自然と共生する地域づくりの推進

中山間地域が持つ多面的機能を維持するため、豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐための取組を進める必要があります。

a 循環型社会の形成

- 「循環型社会形成推進基本計画」に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 県、市町、関係機関、団体による不法投棄防止合同パトロールを実施します。また、ドローン等を活用し、不法投棄等の監視を行います。

b 生物多様性*の保全

- 県民との協働の下、希少野生動植物の総合的な保護施策を推進し、生物の多様性が確保された良好な自然環境保全に努めます。
- 野生鳥獣の生息状況の基礎調査など、野生鳥獣の生息の実態把握に努めるとともに、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区の指定を行い、多様な野生鳥獣の生息環境の保全を図ります。

c 身近な自然環境の保全

- 自然とのふれあいの促進や自然の大切さを学習する機会を拡充するため、自然解説指導員を配置し、自然環境学習を推進します。
- 自然保護と環境にやさしい観光の両立を目指すエコツーリズム*を推進します。
- 森・里・川・海の一体的な環境保全を推進するため、流域における環境保全活動等を促進します。



関係団体と連携・協働した自然再生活動

d 環境学習等の推進

- 子どもたちをはじめ、県民が広く環境について学習できるよう、総合的な支援機能を有する環境学習推進センターにおける取組を促進します。
- 地域の環境保全活動団体の活動を促進するため、環境情報や活動情報の提供を充実します。

2 中山間地域への新たな人の流れの創出・拡大

中山間地域では、人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなるなど、既存の集落単位の取組だけでは、集落機能*の維持に支障を来す地域も生じています。

こうした状況に対応し、安心して暮らし続けられる中山間地域を実現していくために、地方移住への関心の高まりなどの動きを捉え、中山間地域の豊かな暮らしの魅力や多彩な地域資源*を活かして、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するなど、地域への新たな人の流れを呼び込むことが重要となっています。

また、地域に呼び込んだ人たちを、地域の新たな担い手として受け入れることも重要です。

■ 施策展開の方向

- (1) 中山間地域の豊かな暮らしの魅力や多彩な地域資源を活かして、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するなど、地域への新たな人の流れを創出します。
- (2) 地域と継続的にかかわる「関係人口*」の創出・拡大を図り、中山間地域への移住の裾野の拡大を推進します。
- (3) 中山間地域ならではの資源を活かした観光交流や都市農山漁村交流など、都市と中山間地域との多様な交流を促進します。

■ 施策目標

項目	現状値(2021)	目標値(2026)
転入者アンケート等による「YY!ターン」実績数(移住者数)	3,588人	25,000人 (2022~2026)
「YY!ターン」相談件数	10,667件	60,000件 (2022~2026)
テレワーク移住者数	18人	150人 (2022~2026)
農林漁業新規就業者数	195人	1,100人 (2022~2026)
関係人口登録者数	475人	1,120人 (2022~2026)
プロボノワーカーバンクの登録者数 (うち県外ワーカーの登録者数)(累計)	—	80人
農山漁村交流滞在人口	11.6万人	70万人 (2022~2026)

■ 具体的な取組

(1) 移住・定住の促進

若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進し、中山間地域への移住者や農林水産業への新規就業者等を、新たな地域づくりの担い手として受け入れることが必要です。

① 移住の働きかけ、相談対応・情報提供、受入支援の充実強化

移住を希望する若者等に山口県の魅力や暮らしやすさを伝え、移住者の増加に向けた取組を進めるとともに、地域での受入支援を強化し、定着を図ることが重要です。

a 県民会議による全県的な取組の推進

- 行政をはじめ県内各界の関係団体等で構成する「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議が主体となり、移住・定住の促進に向けた県民活動を推進します。



「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議

b 移住希望者に対する相談対応・情報提供の充実強化

- 若者や女性をはじめ、本県への移住に関心を持つ層を確実に移住につなげるため、移住の検討段階から受入・定着に至るまでのきめ細やかな相談対応を強化します。
- 中山間地域での暮らしや仕事など、移住希望者に応じた情報提供を進めるとともに、暮らしに関する総合的な相談体制の整備を図ります。
- 移住者の受入れに向けた地域の合意形成や、市町と地域の連携による相談対応や受入支援を促進します。
- 短期・中期の滞在施設の整備や体験ツアーなど、移住者をスムーズに受け入れるための取組を促進します。



首都圏での移住相談

c 「やまぐち暮らし」の魅力発信

- 移住希望者のニーズや若い世代の地方暮らしに対する価値観の変化等に対応し、移住希望者が「やまぐち暮らし」への理解を深められる取組を推進します。
- 県・市町・地域が連携して、地域外に転出した人に対して、ふるさとへのUターンの働きかけを行います。
- 中山間地域が幅広い世代の移住・定住先の選択肢となるよう、SNS*を効果的に活用しながら、「やまぐち暮らし」の魅力を様々な角度から戦略的に情報発信します。
- 女性や子育て世代の移住に効果的な施策の充実・強化を図るとともに、本県からの転出者が多いエリアに対する重点的なアプローチを実施します。

d 受入支援の強化

- 移住者のネットワーク組織「やまぐち移住倶楽部」により、移住者同士の交流や情報交換、相談しやすい環境づくりなど、受入支援体制の充実・強化を図ります。
- 「YY! ターンコンシェルジュ」によるライフプラン相談会の開催や、「やまぐち暮らしアドバイザー」による個別相談の実施など、受入・定着支援の強化を図ります。
- 「YY! ターンコンシェルジュ」により、隊員同士のネットワーク化を図るなど、地域おこし協力隊*の受入・定着に向けた取組を支援します。

② 地方創生テレワーク*とワーケーション*の一体的な推進

コロナ禍を契機として生じた、テレワーク*の普及などによる地方移住への関心の高まりの動きを捉え、新たな人の流れを呼び込んでいくことが必要です。

また、移住やワーケーションの目的地として選ばれるためには、地理的に優位な首都圏近隣県や先進地との差別化を図っていくことが必要です。

- 全県的なテレワーク・ワーケーション環境を構築し、県内における地方創生テレワークとワーケーションの受入れを一体的に推進します。
- 移住支援金制度の活用等により、首都圏等からの移住者を積極的に呼び込みます。
- 他地域との差別化が図られるよう、ビジネス創出や地域課題の解決等につながる、企業目線に立った「山口型ワーケーション」のプログラム開発を促進します。
- ワーケーションに関心の高い首都圏企業や本県ゆかりの企業等をターゲットとした戦略的な誘致活動を展開します。



YY! SQUARE



YY! GATEWAY

③ 農林水産業への新規就業者の確保・定着

高齢化等に伴う担い手不足に対応し、中山間地域の農林水産業を継続・発展させていくために、次代を担う就業者の確保・定着を促進することが必要です。

- 全国トップ水準の研修期間と給付額により新規就業者の確保・定着を促進するとともに、「移住就農促進センター」を活用した県内就業体験による移住就業の促進や就業前に技術（資格）を習得する短期研修を実施します。
- 専門相談員を設置し、移住就業者の掘り起こしと継続した相談・情報提供などを行うとともに、首都圏における農林水産業が一体となった情報発信を実施します。

(2) 関係人口の創出・拡大

少子高齢化や転出超過が続く中、活力ある地域社会を実現していくためには、都市住民が多様な形で地域に関わる「関係人口*」を増加させていくことが必要です。

- 山口つながる案内所を総合的なハブ拠点として、首都圏における情報発信や関係人口の登録促進、フォローアップなどを行い、移住の裾野の拡大を推進します。
- 本県の特産品や自然、文化を感じられる魅力的な返礼品を活用することにより、ふるさと納税をきっかけとした関係人口の創出・拡大を図ります。
- 仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かしてボランティア活動を行うプロボノ*を活用し、県民活動団体の基盤強化を図るとともに、県外プロボノワーカー*の呼び込みを通じた関係人口の創出・拡大につなげます。



(3) 都市と地域の多様な交流の促進

地域の活性化を図るため、中山間地域ならではの資源を活かして、観光交流や農山漁村交流など、都市と地域の多様な交流を促進し、地域に人を呼び込むことが必要です。

① 観光交流の促進

中山間地域が有する自然環境や古民家等の歴史的資源、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上などにより観光交流を促進する必要があります。

- 新しい観光資源の創出や発掘による国内外から選ばれる魅力ある観光地域づくりを推進するとともに、地域間連携や農林水産業などの他産業との連携を進めます。
- 観光ニーズの多様化に対応した、その土地ならではの体験・交流メニューの開発や観光資源の創出、観光ルートの形成などを図ります。
- インターネットや道の駅等を活用した効果的な情報発信を行います。
- 観光ボランティアなどの育成に努めるとともに、地域住民総ぐるみでホスピタリティの向上を図ります。



古民家での田舎暮らし体験



地域資源を活かした魅力ある「食」

② 都市農山漁村交流による地域活性化の推進

コロナ禍により停滞した都市農山漁村交流の再開に向け、本県の地理的条件や地域資源*を活用した地域の魅力向上を図るとともに、マイクロツーリズム*の機運の高まりなど、新しい意識やスタイルに対応していく必要があります。

- コロナ禍により停滞した、都市農山漁村交流の再開に向けた機運醸成や受入体制の再構築、ワークショップの開催等による地域の魅力向上を図る取組を促進します。
- 中山間地域の多彩な地域資源を活かしたマイクロツーリズム等の新たな観光需要に対応する取組地域の拡大や担い手育成を推進します。
- 広報活動や研修等の機会を通じ、県内各地域の都市農山漁村交流の取組や成果を広く発信することにより、地域の活性化や新たな交流の創出・拡大につなげます。



農業体験を通じた都市農山漁村交流

③ 県民の理解と多様な交流の促進

中山間地域の重要性に対する理解を深めるため、地域住民と都市住民との交流を更に促進していく必要があります。

- 広報活動や研修等の機会を通じ、中山間地域の多面的な機能の重要性等に関する県民の意識啓発を図ります。
- 中山間地域の出身者や二地域居住者*も含めた多様な都市住民が参加し協働する取組や、都市での課題解決に中山間地域の地域資源を活用する取組など、都市と中山間地域が連携した取組を担う人材の育成や仕組みづくりを進めます。
- 県民活動団体と協働して、美しい景観を形成している里山を守り、楽しむ自主的な活動を推進します。
- 大学生や企業の中山間地域に対する支援活動を通じた交流を促進します。

3 安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備

中山間地域で人々が安心して暮らしていけるよう、日常生活に欠かすことができない生活交通や買い物、情報通信などの生活環境の整備を進める必要があります。

また、暮らしの基盤となる安全を確保するため、消防・救急体制の充実を図るとともに、県民の生命や財産を守る防災施設等の整備に計画的に取り組む必要があります。

さらに、将来にわたって地域の活力を維持していくため、若者や子育て世代を中心とした移住・定住が進むよう条件整備を進めるとともに、県民誰もが地域の担い手となって、いきいきと元気に暮らせるよう、生涯現役社会づくりの推進や、様々な分野や地域での県民活動の促進を図っていく必要があります。

■ 施策展開の方向

- (1) 住民のくらしの安心を確保するため、防犯体制を強化するとともに、日常的な生活交通や医療・福祉サービス等の確保、情報通信、道路等の整備を推進します。
- (2) 住民のくらしの安全を確保するため、緊急時の体制を整備・強化するとともに、防災施設等の整備を計画的に進めます。
- (3) 若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するため、雇用の場の確保や子育て・教育環境の充実など、住みよい生活環境の整備を進めます。
- (4) 活力ある中山間地域づくりに向け、多様な県民活動や生涯現役社会づくりを促進します。

■ 施策目標

項目	現状値(2021)	目標値(2026)
デマンド型乗合タクシー等導入数	57箇所	62箇所
光ファイバの世帯カバー率	96.2% (2020)	100%
5G人口カバー率	87.7%	90%超
総合診療専門研修プログラム専攻医数(累計)	18人	33人
要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数	19.5箇所	20.2箇所 (2023)
防災重点農業用ため池の整備箇所数(累計)	1,693箇所	1,868箇所
治山ダム等の整備地区数	1,531地区	1,631地区
市町のスポーツイベント参加者数	111千人	120千人

■ 具体的な取組

(1) 暮らしの安心の確保

中山間地域で安心して暮らし続けることができるよう、防犯体制の強化や生活交通の確保等を図るとともに、道路や上・下水道などの生活環境基盤の整備を進める必要があります。

また、高齢化が進行する中でも、健康で安心して暮らせるよう、地域における見守り・支え合い体制の充実など、医療、保健・福祉サービス等が確保される体制づくりを進める必要があります。

① 防犯体制の強化

一人暮らしの高齢者が増加している現状などを踏まえ、地域住民と関係機関等が連携・協働し、防犯体制の強化を図る必要があります。

- 警察、行政、地域住民、関係機関等が協働して、防犯活動に取り組むための体制の強化と防犯ボランティア等への支援活動を促進します。
- 高齢者等が、うそ電話詐欺や悪質商法等の被害に遭わないよう啓発活動を実施します。また、被害に遭った際に、関係機関に対して迅速に相談できる体制づくりを進めます。

② 生活交通の維持・活性化

高齢者の通院や買い物、児童生徒の通学など、日常的に欠かせない生活交通を維持していくとともに、市町、民間事業者等と連携したデマンド型乗合タクシー*等の導入など、中山間地域における日常生活を支える効率的な移送・生活交通システムづくりを進める必要があります。

- 交通空白地における持続的な移動手段の確保に向けた取組を推進します。
- 地域の日常交通手段としての路線バスについて、運行費の助成等による維持・確保を図るとともに、低床バスの導入を図るなどバリアフリー化を進めます。
- 地域住民の生活を支える効率的な地域内の移送・生活交通システムであるデマンド型乗合タクシー*等の導入を促進します。
- 地域においては、利用実態と将来展望を踏まえながら、住民、行政、交通事業者等が連携して、地域の实情に即した生活交通の在り方を検討します。
- 交通事業者等と連携して生活交通の利用促進や利便性の向上等を図ります。



日常生活を支える移動支援

③ 買い物の利便性の確保

交通手段を持たない高齢者等の日常的な買い物の利便性を確保するため、事業者と連携した宅配サービスや配食サービスの実施、地域運営店舗の開設など、地域の実情に応じた取組が必要です。

- 買い物支援などの生活支援サービスに関する地域の実態を把握するとともに、誰もが利用しやすいデジタル技術を使ったサービスの提供など、市町や地域、事業者等と連携した取組を促進します。
- 新しい店舗展開（宅配サービス、移動販売等）や配食サービスの実施、交流拠点や道の駅等と連携した一体的な商業機能の整備を促進します。
- 市町と連携し、地域団体等が主体となった「地域運営店舗」の開設を支援します。

④ 道路の整備

地域住民の日常生活や生産活動の基盤となる生活道路の整備について、市町等と連携しながら効率的な整備を行う必要があります。

- 地域における生産活動の基盤となる農道、林道、漁港関連道の整備を推進します。
- 日常生活の利便性・安全性の向上を図るため、生活道路の整備を推進します。
- 交流・連携に資する道路や、各拠点間を結ぶ道路の整備を推進します。
- 道路の整備に当たっては、1.5車線の道路整備を進めるなど、事業費の縮減を図りつつ、地域の実情に応じた整備手法を導入します。

⑤ 離島航路の維持・確保

離島航路は、住民の生活を支える不可欠な交通手段であり、健全な運営に留意しつつ維持を図る必要があります。

- 離島住民の利用はもとより、交流の促進を通じて、航路利用者の拡大を図ります。
- 老朽化した船舶について計画的な整備を促進するとともに、住民の高齢化に対応するため、船内や乗降施設のバリアフリー化に努めます。



見島航路 定期船「ゆりや」

⑥ 地域社会のデジタル化の促進

都市部との情報格差を解消し、地域の活性化や生活環境の向上、緊急時の通信確保などを図るため、情報通信インフラ未整備地域での早期整備の促進が必要です。

また、誰もがデジタルの「楽しさ」や「利便性」を理解し、より豊かな生活を実現できるよう、デジタルデバイス*対策が必要です。

- 県内全域での光ファイバ*網や5G*利用環境の整備を促進します。
- デジタル機器等に不慣れな人へも配慮した、デジタル機器・サービスの提供・利用環境の整備や、デジタル活用支援を実施します。



地域におけるデジタル機器の活用

⑦ 上水道、污水处理施設等の整備

中山間地域における快適な生活環境を実現するため、上・下水道やごみ処理施設等の生活基盤の計画的な整備が必要です。

- 地域の実情に応じて、上水道の計画的な整備を促進します。
- 山口県污水处理施設整備構想に基づき、地域の実情に即して、下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設の計画的な整備を促進します。
- ごみの発生抑制、広域処理を基本とし、ごみ、し尿などの処理や資源化のための廃棄物処理施設の計画的な整備を促進します。

⑧ 医療サービスの確保

高齢化が一層進行する中山間地域にあって、医療提供体制の確保・充実は、地域住民の要望も高く、地域で暮らし続ける上で重要な課題です。

a 医療提供体制の確保

- 医師修学資金貸付制度により、県内の公的医療機関等に勤務する医師の養成を図ります。特に、へき地で勤務する医師については、過疎地域病院での勤務を返還免除要件とする貸付枠により計画的に養成します。
- 病院やへき地の薬局において、若手薬剤師の確保及び定着に取り組めます。
- 看護学生や若手看護師が参加できるへき地での実習や研修の機会を設け、へき地医療に対する理解を促進します。



離島訪問診療

- 新専門医制度において、基本領域の一つとして位置づけられている「総合診療専門医」について、県内の研修プログラム基幹施設と連携して、その養成に努めます。
- 義務年限終了後の自治医科大学卒業医師が、引き続き県内で勤務することができるよう、へき地勤務時からのキャリア形成支援の充実や、公的医療機関等における勤務先の確保などを通じ、県内定着を促進します。
- 在宅医療や専門的な薬物療法を担う薬剤師の育成の取組を促進します。
- へき地診療所に勤務する看護師の研修や休暇取得等に係る代替看護師確保など、勤務環境の改善に市町と連携して取り組みます。
- へき地医療拠点病院の無医地区等への巡回診療の実施に対する支援を行います。
- 無歯科医地区等について、関係市町や歯科医師会等と連携し、訪問歯科診療等の確保を促進します。
- 地域の医薬品の安定供給を担い、在宅医療やがん等の専門的な薬物療法に対応する認定薬局の普及に向け、県薬剤師会と連携して取組を促進します。
- ドクターヘリ*の円滑な運航に向け、市町の協力の下、ランデブーポイントの確保や、消防機関と医療機関との連携強化など、搬送体制の充実を図ります。

b 診療支援体制の充実

- 関係機関との連携の下、へき地医療拠点病院の医師確保に努め、へき地医療拠点病院によるへき地診療所等への支援体制の強化を図ります。
- へき地医療拠点病院とへき地医療協力医療機関との役割分担や連携、協働を進め、へき地医療支援体制の充実に努めます。
- 遠隔診療の導入支援など、デジタル技術を活用し、へき地医療提供体制の充実に努めます。



デジタル技術を活用した遠隔診療

⑨ 保健・福祉サービスの確保

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉関係者等が連携し、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図る必要があります。

また、市町と連携し、保健・福祉・介護のサービスを必要なときに受けられる体制づくりを進めます。

a 保健サービスの確保

- 市町と連携し、保健師や栄養士による健康増進・疾病予防に係る保健指導、また、療養者等への療養指導・栄養指導を実施します。

b 福祉サービスの確保

- 生活関連事業者等と連携した重層的な見守りネットワークを整備するなど、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図ります。

- 生活環境の維持・確保に向けた生活支援サービスの充実、生きがい・健康づくりなどの取組を促進します。
- 保健福祉施設の計画的な整備や既存施設の改築・改修、施設運営の充実を図るとともに、施設の複合化や各種既存施設の有効利用を図ります。

c 介護サービスの確保

- 市町や関係機関と連携し、認知症施策や生活習慣病の予防対策を推進するとともに、生活実態や健康状態等から支援を必要とする高齢者に対し、様々なサービスの提供や住環境の整備を行います。
- 市町と連携し、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステム*の深化・推進を図ります。

(2) 暮らしの安全の確保

住民の身近な暮らしの安全を確保するため、緊急時の対応を強化するとともに、自主防災組織*活動の促進や防災施設等の計画的な整備を進める必要があります。

① 消防・救急体制の充実

中山間地域は人口密度が低く、集落等が点在していることから、火災や救急患者の発生時に迅速な対応ができる体制の充実を図ることが必要です。

- 火災等への迅速な対応や救急業務高度化のための消防・救急体制の整備を促進します。
- 消防団員の減少や高齢化に対応するため、女性の団員加入の促進等により、消防体制の強化を図ります。
- 消防防災ヘリコプターによる迅速な消火、救助・救急搬送を実施します。
- 山岳等における遭難や事故に備え、関係機関の連携を強化します。

② 地域防災力の充実強化

地域防災力の要となる自主防災組織を中心とした住民や地域の自発的な取組を促進する必要があります。

- 若い世代の防災活動への参画や自主防災組織間の交流などによる自主防災組織の活性化を促進します。
- ハザードマップ*を活用した率先避難や呼びかけ避難など、住民の自発的な避難行動を促進します。
- 高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難対策を促進します。

③ 農地防災対策の推進

- 急峻な農地等の保全対策を推進します。
- 防災重点農業用ため池*や農業用水路の整備・改修を実施し、災害の未然防止に努めます。
- 防災重点農業用ため池等の点検調査と施設管理者への防災意識の啓発を促進します。



ため池の整備

④ 土砂災害対策の推進

- 治山事業については、森林整備保全事業計画に基づく計画的な推進等を図ります。
- 砂防事業においては、土砂災害発生箇所、要配慮者利用施設や避難所の立地箇所など、危険性や緊急性の高い箇所から、重点的・計画的に施設整備を推進します。



治山ダムの整備

⑤ 災害時等にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築

- 救急活動や緊急物資の輸送等に重要な役割を担う幹線道路や、迂回路や避難路となる生活道路の整備を推進します。

⑥ 河川の整備

- 浸水被害軽減のための河川整備やダム建設の推進を図ります。
- 想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域*の指定を推進し、洪水ハザードマップ*の作成を支援します。

⑦ 海岸の保全、港湾・漁港の整備

- 海岸高潮対策等の推進と防災情報の迅速な伝達システム化、環境に配慮した海岸整備を図ります。
- 生活関連物資等の流通を支える港湾施設や、漁業の基盤である漁港施設の整備を進めます。
- 想定最大規模の高潮に対応した浸水想定区域の指定を推進し、高潮ハザードマップの作成を支援します。

(3) 子育て・教育環境の整備

都市部に比べ、中山間地域では子どもの人数が少ない状況にあり、地域の実情に応じた子育て・教育環境の整備を進める必要があります。

また、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するため、住宅の確保や子育て支援など、生活環境の整備が必要です。

① 若い世代の定住条件の整備

地域の担い手となる若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するための生活環境の整備や魅力ある雇用の場づくりが重要です。

- 若者や子育て世代を中心とした移住・定住促進のため、住宅の確保や子育てへの支援、高速情報通信網の整備などを進めます。
- 地域における魅力のある雇用の場の創出に向け、地域資源*を活かした新事業展開や企業誘致等を促進します。



空き家を活用した移住促進の取組

② 子育て支援体制の整備

中山間地域においても就労形態が多様化しており、保育所や放課後児童クラブ*等の整備など、地域の実情に応じた子育て支援体制の整備が必要です。

- 市町における地域子育て支援拠点*の整備を支援します。
- 幼児教育・保育にかかる施設については、地域の実情に応じて、真に必要と認められる施設の設置又は改築等の整備を計画的に行います。
- 就労形態の多様化などに対応して、延長保育、休日保育、病児保育などの一層の充実を図ります。
- 地域の実情に応じて、放課後における健全育成に向けた、放課後児童クラブ等の整備を支援します。
- 「生涯現役社会づくり」の活動等と連携し、高齢者や主婦、学生等のボランティアによる伝承的な遊びや伝統芸能、自然体験など、地域の特性を踏まえた体験学習、交流活動を促進します。

③ 学校、家庭、地域が連携・協働した教育の推進

中山間地域ならではの教育環境や豊かな自然環境を活かす教育活動を進めるとともに、快適な教育環境づくりや通学の利便性を確保することが必要です。

a 「山口県の地域連携教育」の推進

- コミュニティ・スクール*の仕組みを活用して、地域の活性化や地域課題の解決に向けた教育活動の充実を図り、地域とともにある学校づくりと、学校を核とした地域づくりを推進し、人づくりと地域づくりの好循環の創出を目指します。

- 義務教育段階の「やまぐち型地域連携教育」で育まれた子どもたちの資質・能力を活かし、高校において、県外・海外を含めた社会と連携する「やまぐち型社会連携教育」を推進します。
- 子どもも大人も地域・社会の課題の発見・解決を通して学び合い育ち合う機会を創出します。

b 小・中学校の教育環境整備

- 自然・文化環境を活かした体験的な学習や、都市等の児童生徒との交流学习を推進します。
- 少人数の良さを活かしたきめ細かな指導の充実を支援します。
- 複数の学校による集合学習等の推進を支援します。また、地域外からの就学希望者に対する情報提供に努めます。
- 県へき地教育振興会との連携を図り、研修・研究活動を通じた小規模校、複式学級における教育水準の向上に努めます。
- 学校施設の整備に当たっては、地域の意向や実情を踏まえ、安全でゆとりと潤いのある施設づくりを進めるとともに、教育内容・方法の多様化や情報化等に対応した施設づくりに努めます。
- 学校内へのコミュニティルームの設置など、学校が地域の人々の集う場、学びの場として機能するような施設づくりを推進します。
- 学校統合に当たっては、地域の実情等を踏まえ、校舎等のほか、必要に応じ寄宿舎や教職員住宅、スクールバス等の整備を図るなど、快適な教育環境づくりに努めます。

c 高等学校における教育の充実

- 今後の少子化の進行や、生徒のニーズ及び地域の状況の変化等を踏まえ、望ましい学校規模の確保を目指して再編整備に取り組む中で、選択幅の広い教育を展開する学校・学科を設置するなど、特色ある学校づくりを推進し、高校教育の一層の充実を図ります。

d 教育施設等の多面的な活用

- 少子化によって生じる余裕教室や統廃合等により遊休化する教育施設等は、地域の実情に応じ、有効活用が図られるよう努めます。

e 私立学校における特色ある教育の推進

- 私立学校の特色ある教育を推進するため、教育条件の維持・向上や生徒に係る修学上の経済的負担の軽減、環境整備等に対する支援を実施します。

(4) いきいきと暮らせる地域社会づくり

活力ある地域づくりに向けて、様々な分野や地域での県民活動を活発化し、県民総参加による地域づくりへと発展していくことが必要です。

また、生涯現役社会づくりの推進に向けて、高齢者等の積極的な社会参加の促進や就業の場の確保を図ることが重要です。

① 県民活動の一層の促進

複雑化・多様化する地域課題に的確に対応できるよう、県民活動団体と地域の様々な主体との協働等により、県民活動を促進していくことが必要です。

- 県民活動団体の自立的活動への支援や、行政、企業等、多様な主体による協働の推進により、県民活動の一層の促進に努めます。



県民活動（ボランティア・チャレンジ）

② 実践的な社会参加、社会貢献活動の促進

高齢者等が地域社会の担い手として活躍できる環境を整えていくことが必要です。

- 県生涯現役推進センターや市町社会福祉協議会と連携し、歴史や文化等の資源を活用した地域づくりなど、高齢者等が行う地域貢献活動を支援します。
- 学習・趣味・スポーツ・ボランティアなど共通の目的を持つ仲間づくりを支援し、多様な活動の場を提供します。

③ 能力を活かす就業等の促進

高齢者がいきいきと活躍できるよう、持てる能力を発揮する伝承の場や能力を活かした就業の場の確保が必要です。

- 高齢者が培った技術・技能・知識を若い世代に伝える伝承の場の整備を推進します。
- 就労の場の拡大のため、特産品の開発や関連施設の整備等に取り組む地域団体の取組を支援します。
- 山口しごとセンターやシルバー人材センターを通じた多様な就業機会の確保を進めます。

④ 社会教育、文化活動等の促進

社会教育活動の中で、地元を学ぶ活動や文化活動を進めることが必要です。また、生涯現役で学び続ける機会や活躍の場をつくることが重要です。

- 公民館等において、地元を学ぶ活動や文化活動を進めることができるよう、事例等の情報提供を行います。
- 図書館等の広域的利用の促進、計画的な整備を図り、図書館情報提供システム等を通じた学習情報提供体制を充実します。
- 高齢者等が幅広く学習に取り組むことができるよう、生涯学習情報提供システムによる情報提供や生涯学習推進センターにおける学習相談等を行い、地域における生涯学習を支援します。
- 生涯学習の場で得た知識等を社会貢献活動に活かせる体制づくりを進めます。

⑤ スポーツによるまちづくりの推進

地域のスポーツ資源を活かした交流活動に取り組み、特色あるまちづくりや地域の活性化に結び付けていくことが必要です。

- キャンプ場とアウトドアアクティビティを結び付けた「スポーツフィールドやまぐち」を推進します。
- 「サイクル県やまぐち」の取組や県内トップスポーツクラブとの連携により、スポーツ活動の活性化や誘客促進を図ります。
- 市町が実施する「我がまちスポーツ」の取組支援や県民運動の展開など、スポーツによるまちづくりや地域活性化を促進します。



スポーツフィールドやまぐち



サイクルスポーツ

4 中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興

地域産業の振興は、地域の活力源であり、地域住民の暮らしを支える上で、重要な課題です。また、人口減少・高齢化が進む中山間地域では、地域にいかにか人を呼び込むかが地域活性化の鍵となっています。

こうした中で、本県中山間地域の都市近接という地理的条件や豊かな資源を活かして、都市との交流を一層拡大し、観光・交流産業を振興していくことが必要です。

また、中山間地域の基幹産業である農林水産業の振興に向け、担い手の確保・育成を進めるとともに、生産拡大・需要拡大に向けた総合的な対策を進めることが必要です。

さらに、中山間地域の多様な地域資源*を活用して、地場産業等の振興を図るほか、関係機関や団体等の連携による新産業の創出、6次産業化の展開を促進するとともに、地域コミュニティ組織*等によるビジネスの創出を進める必要があります。

■ 施策展開の方向

- (1) 本県の地理的条件や中山間地域の多彩な地域資源を活かして、地域の魅力向上を図り、観光・交流産業の振興を進めます。
- (2) 中山間地域の基幹産業である農林水産業において、持続可能な担い手の確保・育成や、6次産業化に取り組む人材の育成を図るなど、一層の振興に努めます。
- (3) 地域の技術や資源を活用し、地場産業等の振興を図るとともに、買い物の利便性向上に資する取組やサービス等を支援します。
- (4) 地域産業の連携による新事業の創出や経営体質の強化に向けた取組を促進します。
- (5) 地域コミュニティ組織等による地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネス*の創出や、地域が求める事業者の誘致を進めます。

■ 施策目標

項目	現状値(2021)	目標値(2026)
農山漁村交流滞在人口【再掲】	11.6万人	70万人 (2022~2026)
農林漁業新規就業者数【再掲】	195人	1,100人 (2022~2026)
中核経営体数	630経営体	708経営体
中山間地域等直接支払制度の取扱面積【再掲】	11,557ha	12,000ha
県産木材供給量	30.1万m ³	41.8万m ³
森林バイオマス利用量	64.2千t	94.0千t
鳥獣による農林業被害額	3.9億円	3億円
基幹漁業及び養殖業の新興件数	1件	4件
6次産業化・農商工連携による新規取引件数(累計)	324件	480件

■ 具体的な取組

(1) 観光・交流産業の振興

中山間地域ならではの資源や「食」を活かして、観光・交流産業の振興を図り、観光交流人口を拡大することが必要です。

① 観光交流の促進（再掲）

中山間地域が有する自然環境や古民家等の歴史的資源、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上などにより観光交流を促進する必要があります。

② 都市農山漁村交流による地域活性化の推進（再掲）

コロナ禍により停滞した都市農山漁村交流の再開に向け、本県の地理的条件や地域資源*を活用した地域の魅力向上を図るとともに、マイクロツーリズム*の機運の高まりなど、新しい意識やスタイルに対応していくことが必要です。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業は、県民への食料供給だけでなく、多面的機能の維持に重要な役割を果たしており、持続可能な担い手の確保・育成や経営体質の強化を図る必要があります。

① 中山間地域の特性を活かした農業の振興

高齢化等に伴う担い手不足に対応し、持続可能な農業生産の仕組みづくりを進めるとともに、各地域の特性や特色等を活かした農業の振興が必要です。

a 持続可能な農業生産の仕組みづくり

- 中山間地域等直接支払制度による集落活動を促進し、集落営農法人等の中核経営体*の育成など持続可能な農業生産活動の仕組みづくりを進めます。
- 中核経営体への農地集積による規模拡大や施設園芸の導入、農産加工分野への進出や生産物の直売などの6次産業化を組み合わせることで、経営の多角化を促進します。
- 女性農業者による経営発展に向けた新たなチャレンジや実践活動を支援し、女性のさらなる能力発揮と経営参画を促進します。
- 生活や暮らしの課題解決につながる実践活動を推進し、生産活動や地域活動をけん引する女性リーダーを育成します。



中核経営体

b 農業への幅広い新規参入の促進

- 中山間地域の農業を継続・発展させていくため、集落営農法人等の中核経営体*への就業促進対策を進めます。
- 県地域農業戦略推進協議会を中心に、関係団体や地域農業再生協議会が連携し、中核経営体への就業者の確保等、新たに農業経営を開始する者への支援を行います。
- 建設業や食品産業など他産業からの農業参入を支援します。

c 地域の特性を活かした農林水産物づくりと需要拡大

- 味や品質に優れ、全国に誇れる県産農林水産物及び加工品を育成し、その拡大に努めます。
- 身近な県産農林水産物を県内で消費する地産・地消の取組を進め、生産者、流通・加工関係者、消費者の協働による流通販売対策を推進します。
- 集落営農法人を中心に、低コスト、省力化による効率的な生産体制を整備し、卸売業者や加工業者等の需要と結びついた米・麦・大豆の産地づくりを進めます。
- 各地域の土地条件や気象条件に応じて、トマト、たまねぎ、キャベツなどの需要のある品目、ゆめほっぺ、リンドウなどの特色ある品目の生産拡大を推進します。
- ゲノム解析等を活用した優秀な種雄牛の育成等による肉用牛の高品質化と合わせ、優良な繁殖雌牛の増頭や子牛の預託育成を行うキャトルステーションの整備等による生産拡大を進めます。
- 酪農経営の持続的な発展のため、畜舎内環境データを活用した暑熱対策の強化を図ります。
- 飼料自給率の向上を図るため、耕畜連携による飼料用米・イネの計画的な生産をはじめ、飼料作物の生産拡大や遊休農地等を活用した山口型放牧の拡大を進めます。

d 農村のエネルギー資源の活用促進

- 農村における地域資源*の有効活用を図るため、小水力発電*の導入の可能性について、調査・検討を実施し、小水力発電の整備促進を図ります。

② 持続可能な林業の振興

持続可能な林業経営の推進や森林バイオマス*エネルギーの活用促進などの取組が必要です。

a 意欲ある担い手の確保・育成と持続可能な林業経営の推進

- 関係団体と連携しながら、新規就業希望者に対する就業相談や資金の貸付け、技術研修の実施などにより、若い担い手の確保・育成を図ります。
- 林業への参入を検討する他産業の事業体を支援します。
- 意欲ある林業家や林業事業体等の育成を通じ、持続可能な森林の整備を進めます。
- 女性林業者による経営発展に向けた新たなチャレンジや実践活動を支援し、女性のさらなる能力発揮と経営参画を促進します。

- 低コストで生産性の高い素材生産への取組により、林業経営基盤の強化を図ります。
- 自己管理が困難な零細規模の所有者や不在村所有者等からの長期にわたる施業の受託等を進め、計画的で効率的な経営を行うための取組を進めるとともに、森林所有者に対する研修や林業研究グループの育成強化等を行い、森林管理意欲の喚起や技術の向上を図ります。

b 県産木材の利用促進

- 建築物等への県産木材の利用を促進し、県産木材の地産・地消を推進します。
- 学校をはじめとした公共施設の建築に当たっては、県産木材を活用し、環境や人に配慮した施設づくりを推進します。



県産木材を利用した木造住宅

c 森林バイオマス*エネルギーの活用促進

- 森林バイオマスを低コストで安定的に供給する体制の確立や、木質バイオマスの発電利用の拡大、木質ボイラー等での熱利用を進め、森林バイオマスエネルギーの活用を促進します。

③ 総合的な鳥獣被害防止対策の推進

深刻な状況にある鳥獣被害の防止に向けて、地域住民や関係機関との連携による総合的な対策を推進します。

- 被害防止対策の3本柱である「捕獲」、「防護」、「生息地管理」に集落で取り組む「地域ぐるみの被害防止活動」を全県的に推進します。
- 効率的な捕獲・防護技術等の開発・実証により実効性のある対策を実施します。
- 鳥獣被害の防止だけでなく、地域資源*の有効活用にもつながるジビエ*の利活用を促進します。
- 特定鳥獣管理計画に基づき、適切な保護・管理を推進します。
- 鳥獣被害の原因となる耕作放棄地の解消につながる山口型放牧に取り組む集落営農法人等を支援します。



I C T 技術を活用したわな

④ 農林業の生産基盤の整備

効率的な生産活動や担い手の育成のための各種基盤整備を計画的に進めます。

- 担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入、スマート農業技術の活用が可能となる農地整備を推進します。
- 中山間地域総合整備事業等による地域の実情に応じた農地等の整備を行います。
- 効率的な農産物等の輸送を図る農道整備を進めます。
- 家畜の飼養管理や、自給飼料の生産・利用に必要な施設整備や機械導入を進めます。
- 林道、森林作業道の整備と機械化による低コスト化を推進します。

⑤ 水産業の中核経営体*の確保・育成と生産拡大

水産資源の回復と持続的な利用の推進を図りながら、次代を担う就業者を確保・育成することが必要です。

a 次代を担う就業者の確保・育成と漁業経営の安定

- 中核的漁業者等の収益性向上に向け、スマート技術を導入した複合的な漁業への転換などの事業の多角化に向けた支援を実施します。
- 漁業士や漁業士候補者、新規就業者への計画的な研修を実施し、経営感覚に優れ、地域のリーダーとしての資質を備えた中核経営体の育成や本県スマート水産業を牽引するデジタル人材の育成を促進します。
- 女性漁業者による経営発展に向けた新たなチャレンジや実践活動を支援し、女性のさらなる能力発揮と経営参画を促進します。



スマート水産業（養殖場の環境監視アプリ）

b 水産資源の管理・回復と持続的利用の推進

- デジタル技術を活用した水産資源の科学的調査体制の充実強化及び、水産資源の管理強化と栽培漁業の一体的な推進により、本県の重要魚種等の生産を維持・拡大します。
- 海水温の上昇等、海洋環境の変化にも対応できるよう、スマート技術を活用した新たな漁場開拓や複合的漁業を推進することで、経営基盤を強化します。
- 「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」の魚種拡大・生産拡大や新たな魚種の養殖技術の開発による養殖業を推進します。
- 県産アユ人工種苗の効率的な放流及び溪流魚の再生産能力の強化等を通じて、内水面漁業の効率的な増殖手法の確立による資源造成を推進します。

c 安全で豊かな水産物の安定供給

- 「あまだい」や「はも」などの県産ブランド魚や水産加工品「山口海物語」について、県内外で販路拡大対策を推進します。

d 漁村地域の活性化の推進

- 離島漁業集落が計画的に共同して行う、漁業生産力の向上と創意工夫を生かした取組を促進し、離島漁業の再生と漁村の活性化を図ります。
- 水産業・漁村の有する多面的機能を発揮するための環境保全などの取組を促進します。

e 水産業の基盤整備

- キジハタ・メバル等を対象にした魚礁設置や藻場造成による漁場整備を推進します。

⑥ 脱炭素化を通じた持続可能な農林水産業の推進

「みどりの食料システム戦略」等に呼応した取組を進めるとともに、「農林業の知と技の拠点」を核とした生産性の向上と環境負荷の低減に資する新たな技術開発を推進します。

- 持続可能な農林水産業の推進を図るため、安定生産に向けた種苗の確保を推進します。
- 有機農業に活用可能なスマート農業機械等の普及や良質堆肥の製造・利用など農業の資源循環機能を増進します。
- 成長が早く、材質等に優れるエリートツリー*等の普及による再生林の推進や建築物等における木材利用の促進など森林資源の循環利用を推進します。
- エネルギーの森*の造成や森林バイオマス*の供給体制整備など、森林資源のエネルギー利用を促進します。
- 温室効果ガスの吸収源として、ブルーカーボン*生態系である藻場・干潟の保全や機能回復を推進します。



良質堆肥の製造



エリートツリー植栽試験地



藻場保全（母藻の設置）

(3) 商工業の振興

買い物の利便性の向上に資する新しいサービスの普及や魅力ある店舗の創業等を支援するとともに、雇用の場を確保するための地場産業等の振興を図る必要があります。

① 商業の振興

- 民間事業者による移動販売、共同配送等の新しい取組や新しいサービスの普及、情報提供等に努めます。
- 商店街等における魅力ある店舗の創業など、活性化に向けた取組を支援します。
- 買い物支援などの生活支援サービスに関する地域の実態を把握するとともに、誰もが利用しやすいデジタル技術を使ったサービスの提供など、市町や地域、事業者等と連携した取組を促進します。



移動販売車による買い物支援

② 地場産業の振興、企業の誘致

- 地場産業振興センターと連携しながら、地域の技術や資源を活用した新しい地場企業の育成や地場産業の活性化を推進します。
- 優良企業の誘致について、市町等との連携の下に積極的に推進します。
- 将来の担い手となる若者や女性の確保・育成支援、週休2日の確保等の働き方改革の推進、適正な競争環境の整備、建設DX*の推進等により、持続可能な建設産業の構築を図ります。



建設DXの推進

(4) 地域産業連携による新産業の創出

中山間地域の資源や伝統・技術などを有効に活用して、新商品開発や新事業展開の取組を促進するなど、雇用の場の創出や所得の確保を図ることが必要です。

また、農林水産業や食品産業などの地域内の産業が密接に連携した取組を進めることが必要です。

① 新事業展開の支援

本県の地域資源*や伝統、ものづくり技術等を活用した新しい事業展開を事業者・支援機関が連携して取り組み、定着させる体制づくりが必要です。

- 中山間地域の経済活力を高めるため、地域産業の振興とともに、農商工連携や地域資源を活用した新商品開発等の新しい事業展開への取組を促進します。
- 地域資源を活用した新商品の研究開発から事業化、商品力向上までの各段階に応じて、金融・経営両面から総合的な支援を行います。

② 農林水産業と食品産業の連携強化

農林水産業と食品産業の連携を強化し、地域資源を活用した付加価値の高い商品開発等を進め、地域経済の活性化に繋げることが必要です。

- 農林漁業者による6次産業化及び中小企業者との連携による農商工連携の一体的な取組を強化し、農林水産物を原料とした付加価値の高い商品開発や、農林水産業と商工業との連携による新商品開発を進めます。
- 山口県産業技術センター、県農林総合技術センター及び県水産研究センターにおける技術支援を実施するとともに、売れるものづくりの観点から、関係団体等とも連携して、商品開発段階からの市場調査、パッケージ等のデザイン指導、販路開拓、経営指導等の一貫した支援に取り組みます。
- 山口県食品産業協議会において、県内産原材料の有効利用、需要開拓等に取り組みます。

③ 地域産業連携による経営体質の強化

産学公の関係機関が連携し、地域の資源を活かした、新しい商品開発や販路開拓などを進め、地域産業の活性化を図ることが必要です。

- 中山間地域の伝統的工芸品の普及を図るため、PRや市場開拓、販売促進に努め、地域中小企業の振興と伝統的技術や技能の継承に努めます。
- 県内食品産業の活性化と県産農林水産物の需要拡大を図るため、産学公が連携して県産農林水産物等を原材料とした新しい商品開発を進めます。
- 商工会議所等による創業希望者等のニーズに応じた専門家派遣を実施するとともに、やまぐち産業振興財団を中核とする体制により総合的に支援します。

(5) 地域資源*を活かしたビジネスの創出

住民が地域に住み続けることができるよう、地域コミュニティ組織*等が地域の実情に応じて行う生活サービスの提供等の取組を促進するとともに、こうした活動がビジネスとして地域に定着するよう支援していくことが重要です。

① 地域コミュニティ組織等によるコミュニティ・ビジネス*の促進

住民生活に必要なサービスを、圏域内で提供できる体制の整備が必要です。

- 地域コミュニティ組織が行う生活サービス等の取組を促進するとともに、こうした活動がビジネスとして持続可能なものとなるよう、市町と協働しながら、計画づくりから実践活動までの事業化に向けた取組に対して支援を行います。
- デジタル技術などを活用した新しい発想により、多彩な地域の資源・特性を活かしながら地域課題の解決につなげるビジネスの創出と事業展開を促進します。



(フリーマーケット)



(健康カフェサロン)

地域におけるコミュニティ・ビジネスの取組

② 地域が求める事業者の誘致

地域の課題解決のためには、地域が求める事業者の誘致を図ることが必要です。

- 地域の課題解決に必要な業種・サービスなどの誘致を進めるとともに、空き家や空き店舗、廃校などの遊休施設や快適な通信環境を活かしたデジタル関連企業等のサテライトオフィス*の誘致を進めます。
- 県外から創業人材を呼び込み、定着を図る移住創業を推進します。



サテライトオフィスの誘致

第5章 重点的な施策の推進

中山間地域づくりを進める上で、特に緊急かつ重要な課題に対し、取り組むべき対策を「重点プロジェクト」として、次のとおり掲げ、集中的に取り組んでいきます。

施策の柱	特に重要な課題	プロジェクト名
中山間地域での暮らしを支え合う仕組みづくりの強化	広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う仕組みづくり	やまぐち元気生活圏づくり推進プロジェクト
	地域運営に経営の視点を取り入れて地域に好循環を生み出す仕組みづくり	地域経営力向上プロジェクト
中山間地域への新たな人の流れの創出・拡大	若者や子育て世代を中心とした移住・定住の促進	新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト
安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備	地域で暮らし続けるための生活環境の整備	地域の暮らしサポート促進プロジェクト
	大規模な自然災害等の発生に備えた施設や体制の整備	災害に強い地域づくり推進プロジェクト
	へき地等における医療従事者の確保と医療体制の充実	地域医療提供体制充実プロジェクト
中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興	農林水産業の振興に向けた担い手の確保・育成	地域農林水産業の担い手確保プロジェクト
	地域資源を活かした事業展開や創業の支援	地域資源を活かす産業振興プロジェクト

1 やまぐち元気生活圏づくり推進プロジェクト

住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、広域的な範囲で集落機能*や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを推進します。

また、地域課題の解決に向けた住民主体の地域づくりが促進されるよう、地域づくりの担い手や地域を支える支援者の育成・確保を推進するとともに、地域のニーズに沿った支援を行います。

取組の概要

【やまぐち元気生活圏づくりの推進】

- ▽ 元気生活圏の形成に向けた市町、地域の取組への支援
- ▽ 地域づくりの機運がある地域を対象とした地域伴走型支援による取組の促進
- ▽ 先進的な取組の普及啓発や地域の主体的な取組に対する支援
- ▽ デジタル技術等の新しい技術や手法を活用した地域課題の解決に向けた取組の促進

【住民主体の地域づくりの促進】

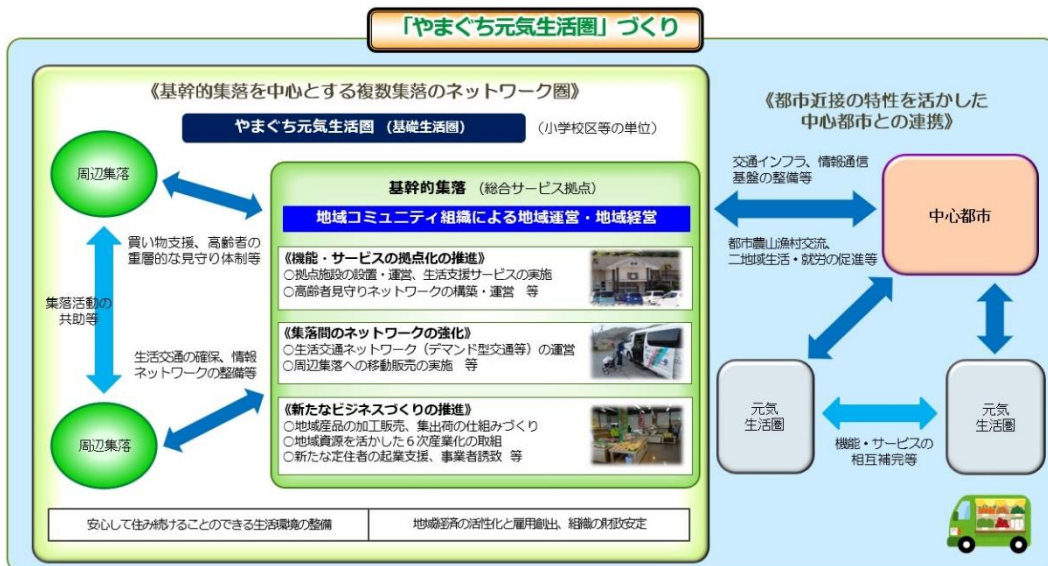
- ▽ 住民が主体となった地域課題の解決に向けた取組の促進
- ▽ 多様な人材の力を結集した「やまぐち中山間応援隊」による支援の推進

【地域づくりの新たな担い手の育成・確保】

- ▽ 地域づくりリーダーや新たな担い手の育成・確保の推進
- ▽ 都市部からの移住者や地域おこし協力隊*等の外部人材の導入促進

【地域の取組を支援する体制の整備】

- ▽ 専門家や企業、大学生などの多様な主体が連携・協働して支援を行う体制の整備
- ▽ 地域を支える支援者の育成・確保の推進
- ▽ 地域を専門的、継続的に支援する体制整備の推進
- ▽ 買い物支援などの生活支援サービスに関する地域の実態把握に努めるとともに、誰もが利用しやすいデジタル技術を使ったサービスの提供など、市町や地域、事業者等と連携した取組の促進



2 地域経営力向上プロジェクト

やまぐち元気生活圏づくりをより持続可能なものへと進化させるため、地域運営に「経営」の視点を取り入れることで、地域資源*を活用した収益事業を行うとともに、地域の課題解決につながる生活サービス事業等を展開することにより、地域に好循環を生み出す地域経営組織の設立を進めます。

取組の概要

【地域経営を担う法人組織の設立に向けた支援】

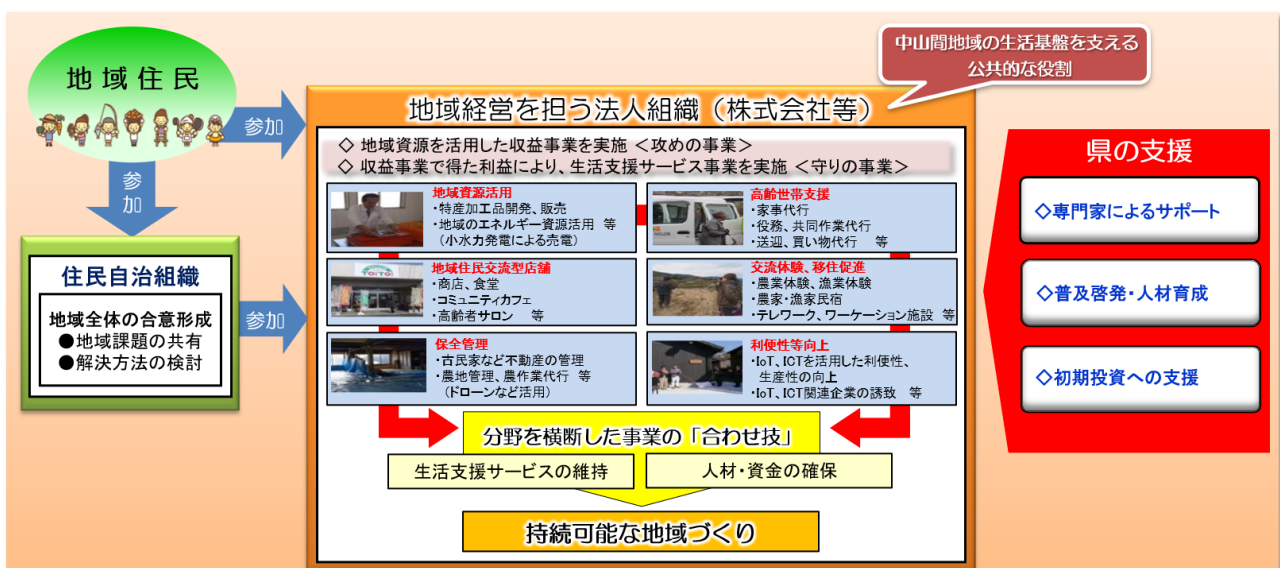
- ▽ 地域経営を担う法人組織の設立に向けた地域の取組への支援
- ▽ 先進的な取組の普及啓発、デジタル技術等の新しい技術や手法を活用した取組の促進
- ▽ 住民が主体となった地域課題の解決に向けた取組の促進
- ▽ 地域の生活を支える事業の確立や地域経営法人組織の早期経営安定への支援

【地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保】

- ▽ 地域経営マネージャーや新しい担い手の育成・確保の推進
- ▽ 都市部からの移住者や地域おこし協力隊*等の外部人材の導入促進
- ▽ 県内の地域経営法人組織や支援地域、行政機関等による情報交換・課題共有・相互研鑽のための取組を促進

【地域の取組を支援する体制の整備】（再掲）

- ▽ 専門家や企業、大学生などの多様な主体が連携・協働して支援を行う体制の整備
- ▽ 地域を支える支援者の育成・確保の推進
- ▽ 地域を専門的、継続的に支援する体制整備の推進
- ▽ 買い物支援などの生活支援サービスに関する地域の実態把握に努めるとともに、誰もが利用しやすいデジタル技術を使ったサービスの提供など、市町や地域、事業者等の取組の促進



3 新たな人の流れ創出・拡大プロジェクト

地方移住への関心の高まりなどの動きを捉え、中山間地域の豊かな暮らしの魅力や多彩な地域資源*を活かして、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するとともに、中山間地域と都市とが近接している山口県の特性を活かした都市農山漁村交流を促進するなど、地域への新たな人の流れを創出・拡大します。

取組の概要

【移住・定住の促進】

- ▽ 「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議を中心に、市町や関係団体等と連携し、移住の検討段階から受入・定着に至るまでのきめ細やかな相談対応を強化
- ▽ 民間の移住支援サイトの運営事業者等と連携し、SNS*を効果的に活用しながら、「やまぐち暮らし」の魅力を経験しながら戦略的に情報発信
- ▽ 女性や子育て世代の移住に効果的な施策の充実・強化を図るとともに、本県からの転出者が多いエリアに対する重点的なアプローチを実施
- ▽ 「YY！ターンコンシェルジュ」の配置や、「やまぐち移住倶楽部」交流会の開催等による受入・定着支援を強化
- ▽ 県外から創業人材を呼び込み定着を図る移住創業を促進



移住体験ツアー

【関係人口*の創出・拡大】

- ▽ 「山口つながる案内所」を拠点とした首都圏での情報発信や関係人口の登録促進、フォローアップ等により、移住の裾野の拡大を推進
- ▽ 本県の特産品や自然、文化を感じられる魅力的な返礼品を活用することにより、ふるさと納税をきっかけとした関係人口を創出・拡大
- ▽ プロボノ*を活用し、県民活動団体の基盤強化を図るとともに、県外プロボノワーカー*の呼び込みを通じて関係人口を創出・拡大

【地方創生テレワーク*とワーケーション*の一体的な推進】

- ▽ 市町や関連施設等と連携しながら、全県的なテレワーク*・ワーケーション環境を構築し、県内における地方創生テレワーク・ワーケーションの受入れを一体的に推進
- ▽ 移住支援金制度の活用等により、首都圏等からの移住者を積極的に呼び込み
- ▽ 他地域との差別化が図られるよう、ビジネス創出や地域課題の解決等につながる、企業目線に立った「山口型ワーケーション」のプログラム開発を促進
- ▽ ワーケーションに関心の高い首都圏企業や本県ゆかりの企業等をターゲットとした戦略的な誘致活動を展開

【都市農山漁村交流の促進】

- ▽ コロナ禍により停滞した都市農山漁村交流の再開に向けた機運醸成や受入体制の再構築、地域の魅力向上を図る取組を促進
- ▽ 中山間地域の多彩な地域資源を活かしたマイクロツーリズム*等の新たな観光需要に対応する取組地域の拡大や担い手育成の推進

4 地域の暮らしサポート促進プロジェクト

高齢者や子育て世代等が中山間地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活交通や買い物などの生活サービスの確保に向けた市町や地域の取組を支援するとともに、情報通信インフラの整備の促進や、高齢者を地域で支える体制の充実、子育て環境の整備充実に取り組みます。また、これらの施策が分野を横断した総合的な取組となるよう推進します。

取組の概要

【生活サービスの確保】

<生活交通の維持・活性化>

- ▽ 交通空白地における持続的な移動手段の確保に向けた取組の推進
- ▽ 地方ローカル線の維持・活性化に向けた、沿線自治体、国、事業者等との連携による利用促進や利便性の向上等の取組の推進
- ▽ 地域住民の日常生活に必要な生活バス路線の維持・確保に向けた取組の推進
- ▽ 離島航路の維持安定対策の推進、特定有人国境離島地域*に指定された見島の島民運賃低廉化への支援の実施

<身近な生活交通システムの導入促進>

- ▽ 住民の生活を支える交通システムであるデマンド型乗合タクシー*等の導入促進
- ▽ 地域の実情に応じた生活交通の在り方の検討を支援



デマンド型乗合タクシー

<買い物弱者対策・商業機能の確保>

- ▽ 買い物支援などの生活支援サービスに関する地域の実態把握に努めるとともに、誰もが利用しやすいデジタル技術を使ったサービスの提供など、市町や地域、事業者等の取組を促進
- ▽ 商店街等における魅力ある店舗の創業など、活性化に向けた取組を支援

<情報通信インフラの整備>

- ▽ 県内全域での光ファイバ*網や5G*利用環境の整備の促進

【高齢者福祉体制の充実】

<地域包括ケアシステム*の深化・推進>

- ▽ 地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化の推進
- ▽ 高齢者の健康状態や関心等に応じた多様で魅力的な「通いの場*」等の展開による介護予防の推進
- ▽ 認知症の人やその家族が希望をもって暮らせるよう、本人や家族の視点を重視した地域づくりの推進

<地域での見守り・支え合い体制の充実>

- ▽ 生活関連事業者等と連携した地域における見守り・支え合い体制の充実強化

【子育て環境の整備】

- ▽ 地域の実情に応じて設置された保育所等の運営支援や、地域子育て支援拠点*の整備等を通じて、地域における子育て支援の取組を支援

5 災害に強い地域づくり推進プロジェクト

自然災害から地域住民の暮らしを守り、安心・安全に暮らし続けることができるよう、農山漁村における防災関連施設の整備の推進や救助・救急対策の充実に努めるとともに、住民や地域の防災意識の向上や自発的な防災活動を促進します。

取組の概要

【安心・安全な農山漁村づくりの推進】

- ▽ 緊急輸送道路*等における橋梁の耐震補強等による道路の防災対策の推進
- ▽ 河川改修やダム建設等の洪水対策、海岸保全施設の整備等、高潮・津波対策の推進
- ▽ 想定最大規模の高潮・洪水に対応した浸水想定区域*の指定の推進
- ▽ 土砂災害防止施設の整備の推進
- ▽ 防災重点農業用ため池*の防災工事等の計画的かつ集中的な実施や農業用ため池の保全管理体制等のソフト対策を推進
- ▽ 救急活動や緊急物資の輸送等に重要な役割を担う幹線道路や、迂回路や避難路となる生活道路の整備の推進
- ▽ 河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水*」の推進



ため池の整備



平瀬ダム



土砂災害防止施設

【救助・救急対策の充実】

- ▽ 救助・救急関係機関の連携強化と広域的な医療連携体制の推進
- ▽ ドクターヘリ*の臨時ポート（ランデブーポイント）の増加や、離島における救急時の搬送体制の確立

【地域防災力の充実強化】

- ▽ 若い世代の防災活動への参画や自主防災組織*の連携・交流等による自主防災組織の活性化を促進
- ▽ ハザードマップ*を活用した率先避難や呼びかけ避難等、住民の自発的な避難行動を促進
- ▽ 高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難対策を促進
- ▽ AR等のデジタル技術を活用した体験型の防災イベントの実施や、教育機関等との連携強化による防災意識の向上

6 地域医療提供体制充実プロジェクト

住民が住み慣れた地域において、生涯を通じて健康で安心して暮らせるよう、地域医療を担う医療従事者の養成・確保のほか、巡回診療や代診医派遣などにより、へき地医療拠点病院等の機能強化を図るなど、中山間地域における医療提供体制の一層の充実を図ります。

取組の概要

【中山間地域の医療提供体制の確保】

<へき地医療を担う医療従事者の養成・確保>

- ▽ 地域医療を担う医療従事者の養成・確保の推進
- ▽ 中小規模の病院やへき地等での看護職員の確保に向けた人材の養成、離職防止、潜在看護職員の再就業支援を推進
- ▽ 病院やへき地の薬局における若手薬剤師の確保・定着促進や、在宅医療や専門的な薬物療法を担う薬剤師の育成
- ▽ 医師修学資金貸付制度による県内の公的医療機関等に勤務する医師の養成
- ▽ 医師確保が困難なへき地医療機関へ派遣するドクタープール制度の活用促進
- ▽ 医学生や看護学生等へのへき地医療に対する理解の促進

<医療従事者のキャリア形成支援、勤務環境の整備>

- ▽ へき地で勤務する医師のキャリア形成への支援
- ▽ へき地医療機関と連携し、へき地で勤務しながら総合診療専門医を取得できる環境づくりや、総合診療専門医の県内定着を促進
- ▽ 医療従事者の勤務環境改善の促進

<効率的で持続可能な医療提供体制の構築>

- ▽ へき地診療所の施設・設備の整備及び運営に対する支援を実施
- ▽ へき地医療拠点病院の無医地区等への巡回診療の実施に対する支援を実施
- ▽ ドクターヘリ*の円滑な運行に向けた搬送体制の充実

【診療支援体制の充実】

- ▽ へき地医療拠点病院によるへき地への支援機能の強化
- ▽ へき地医療拠点病院や協力医療機関の連携・協働による支援体制の充実
- ▽ デジタル技術を活用し、へき地医療機関において遠隔医療が可能な環境整備等を促進

5G等を活用した遠隔診療サポート



7 地域農林水産業の担い手確保プロジェクト

地域農林水産業における担い手の高齢化や後継者不足等の厳しい状況に対応するため、新規就業者の確保・定着を進めるとともに、農林漁業の新規就業者の受け皿として大きな役割を果たす集落営農法人等の育成と経営基盤の強化、地域における女性の活躍推進に取り組みます。

また、生産意欲の低減につながる野生鳥獣被害の防止対策を強化します。

取組の概要

【農林漁業新規就業者の確保・定着】

- ▽ 全国トップ水準の研修期間と給付額による新規就業者の確保・定着対策を実施
- ▽ UJIターン*者や企業参入などに対し、技術習得に向けた支援等を実施
- ▽ 就業前に技術・資格を習得する短期研修を実施
- ▽ [農業] 移住就業者の掘り起こしと継続した相談・情報提供、デジタル技術を活用したマッチングの取組の促進
- ▽ [林業] 移住就業者の掘り起こしと無料職業紹介事業の実施による就業希望者と林業事業体とのマッチング体制の整備



【中核経営体*の育成と経営基盤の強化】

- ▽ [農業] 集落営農法人等の中核経営体の育成と農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約の加速化、経営の複合化・多角化に向けた取組の支援
- ▽ [林業] 林業事業体の協業化・法人化支援による新たな林業認定事業体の育成と先進技術等の導入促進による体質強化
- ▽ [林業] 森林管理業務等の大幅な省力化に向け、スマート林業技術や各種デジタルデータを高度利用できる人材の育成
- ▽ [漁業] 中核的漁業者等の収益性向上に向け、スマート技術を導入した複合的な漁業への転換などの事業の多角化に向けた支援の実施



スマート林業（木材検収システム）

【やまぐち農林漁業ステキ女子・農山漁村女性リーダーの育成】

- ▽ 県域や地域、経営体内で経営発展に向けた実践活動に取り組む「やまぐち農林漁業ステキ女子」の育成
- ▽ 生産活動や地域活動をけん引する農山漁村女性リーダー（生活改善士等）の育成

【鳥獣被害防止対策の強化】

- ▽ 地域ぐるみの被害防止活動の全県的な推進
- ▽ 効率的な捕獲・防護技術等の開発・実証
- ▽ ジビエ*の利活用の促進

8 地域資源を活かす産業振興プロジェクト

地域における仕事の創出と収入の確保のため、中山間地域の豊かな地域資源*を活用した観光・交流を促進するとともに、新商品開発やブランド化、販路開拓など、生産から流通・販売に至る一貫した支援体制を強化することにより、中山間地域における産業振興を図ります。

また、地域コミュニティ組織*等によるビジネスの創出を促進するほか、農山漁村の再生可能エネルギー資源の活用促進に向けた取組を進めます。

取組の概要

【魅力ある観光地域づくりの推進】

- ▽ 中山間地域等での生活や農林漁業体験、交流活動など、県民の身近な暮らしを新たな観光資源として活用する都市農山漁村交流の推進
- ▽ 中山間地域での体験型教育旅行*など、多様な地域資源を活かしたツーリズムの推進



地域資源を活かした交流

【地域資源を活かした事業活動の促進】

- ▽ 地域資源を活かした新商品や新サービスの開発、県内外への販路開拓などを支援

【6次産業化・農商工連携の一体的な取組強化】

- ▽ 県産農林水産物を活用した新商品開発、商品力向上等の総合的な支援体制の強化
- ▽ 関係機関と連携し、持続可能な商品開発に向けた支援や人材育成の取組を強化
- ▽ 商品特性や市場に応じた体系的・戦略的な販路開拓支援の展開



6次産業化・農商工連携の取組

【地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出】

- ▽ 地域コミュニティ組織等による、地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネス*の創出と事業展開を促進
- ▽ デジタル関連企業等のサテライトオフィス*等の誘致を推進

【農山漁村の再生可能エネルギー資源の活用促進】

- ▽ 本県の自然や産業の特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進及び分散型エネルギーの活用などによるエネルギーの地産地消の推進
- ▽ 森林バイオマス*の供給体制整備など、森林資源のエネルギー利用を促進
- ▽ 小水力発電*の開発に取り組もうとする市町や地域団体等に対する技術支援等の実施

第6章 役割分担と推進体制

1 県、市町、住民等の連携、協働

地域づくりの原動力となるのは、個人、団体を問わず、地域を第一線で支える県民一人ひとりの皆さんです。人口減少・高齢化が進行する中で、活力ある地域社会を構築するためには、地域住民の皆さんが主体的に地域づくりに参加し、課題解決に取り組むことが重要です。

また、地域住民や自治組織、社会福祉協議会などの関係団体、さらには市町、県、県民等が連携・協働し、一体となって、中山間地域づくりを進めることが重要です。

【県の役割】

- 県は、ビジョンに基づき、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを通じて、地域や市町の意欲ある取組を積極的に支援し、地域づくりのモデルとなるような地域や活動の一つでも多く創り出すことで、県内における地域づくりの新たな動きや活動の活発化を促進します。
- また、アドバイザー等の派遣による現地での指導・助言など、専門的な分野において積極的な支援を行うとともに、アドバイザー等と連携し、地域における計画づくりや課題解決に向けた実践活動等に参画し、地域づくりにおけるコーディネーターとしての役割も果たしていきます。
- さらに、中山間地域に共通する問題に関する調査研究等を進め、本県中山間地域の構造的な課題解決を目指すとともに、個別の市町では対応が困難な課題や広域的・専門的な課題等の解決に向けて、積極的な役割を担っていきます。

【市町の役割】

- 市町は、住民に最も身近な行政主体として、地域の抱える様々な課題に対して、地域と協働し、主体的に地域づくりを進めていく必要があります。
- このため、市町における中山間地域の振興方向を定めた「中山間地域づくり指針」等に基づき、その実現に努めるとともに、多岐にわたる地域課題に対応する一元的な相談窓口の設置や市内連携体制の強化など、支援体制の整備を行う必要があります。
- また、地域づくりの推進主体として、地域の実態やニーズの把握に努めるとともに、住民主体の地域づくり活動等に参画し、地域課題の解決に向けた積極的な支援を行うことが必要です。
- さらに、関係団体や民間事業者、周辺市町、県等との連携・協働を図りながら、地域活性化策を主体的に実施することが期待されます。

【地域住民の役割】

- 地域づくりは、地域住民自らが、将来展望を明確にして、その実現に向けて、主体的に取り組んでいくことが必要です。

- このため、地域住民誰もが参加できる話し合いの場づくりを通じ、地域の課題を明らかにし、地域住民の合意の下に、地域が進むべき方向やあるべき姿を描いた地域の将来像をとりまとめていくことが必要です。
- また、地域住民が一体となって、具体的な取組方策を検討し、着実に取組を進めるための体制づくりを行うとともに、行政との連携・協働による地域づくりへと発展させることが必要です。

【都市住民・企業等の役割】

- 都市住民の生活や企業等の活動は、中山間地域の持つ多面的な機能によって支えられており、中山間地域の振興は、都市住民等にとっても重要な課題です。
- このため、都市住民や企業等も自分たちの「暮らし」や「事業活動」の関わりの中で、中山間地域に対する理解を深めるとともに、中山間地域の資源保全や地域活動等の取組に対して、積極的に参加する意識と実践が必要です。

2 県における推進体制

このビジョンに基づき、中山間地域の振興を図るため、関係部局が密接に連携し、総合的・体系的な中山間地域対策を推進していきます。

【山口県中山間地域対策推進本部】

- 中山間地域対策を県政の重要な課題と位置づけ、部局長で構成する「山口県中山間地域対策推進本部」において、部局間の連携・協力を進めます。
- 「中山間地域づくり推進課」を事務局として、ビジョンに基づく体系的な施策や重点プロジェクトの進捗状況等を進行管理するとともに、中山間地域を取り巻く社会経済情勢の変化に対応した新たな対策等の検討を進めます。

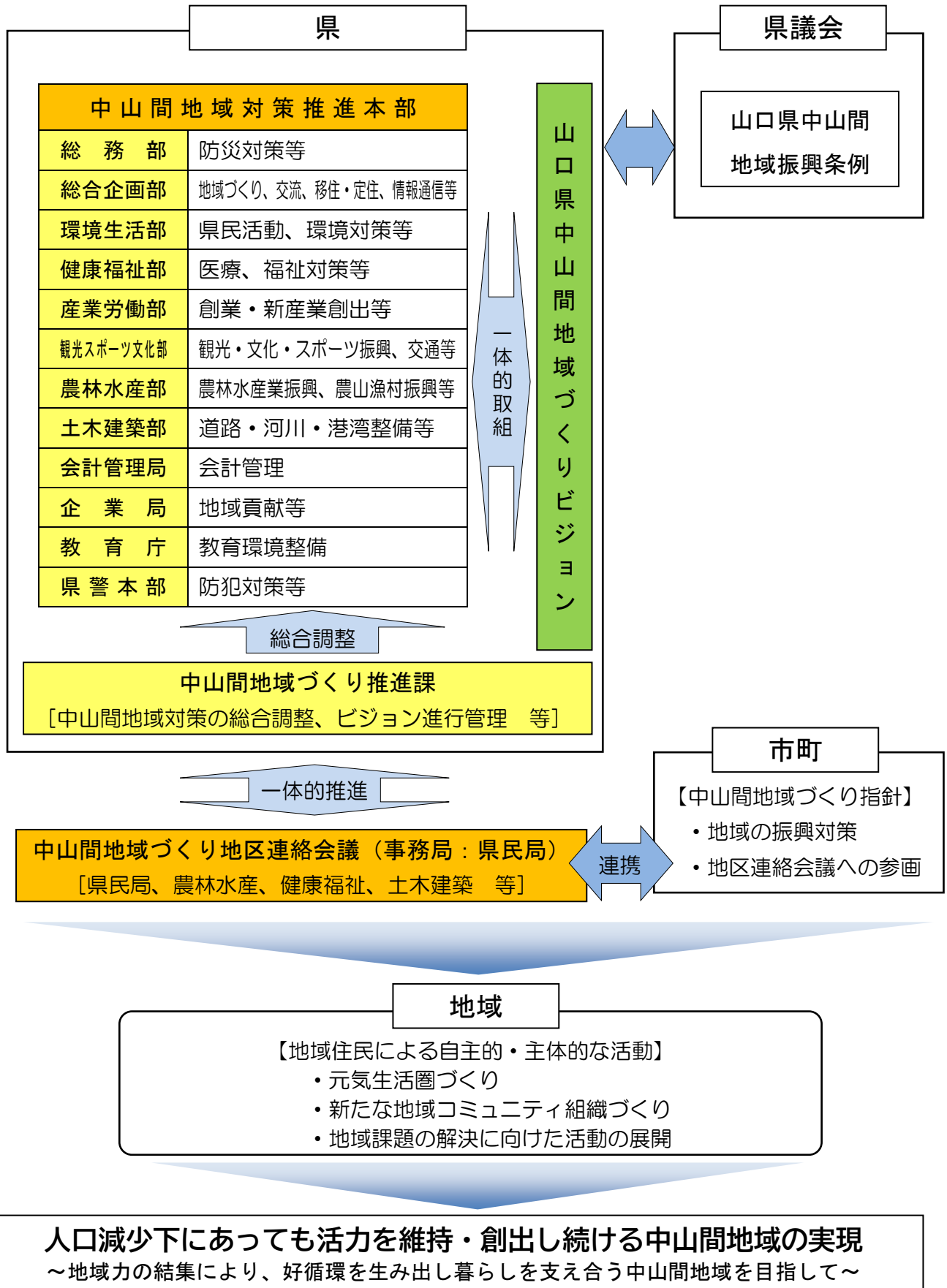
【中山間地域づくり地区連絡会議】

- 各県民局を中核として、市町及び県の出先機関で構成する「中山間地域づくり地区連絡会議」において、地域や市町等による自主的な取組の支援に努めます。
- 県民局の地域振興担当職員を「地域づくり支援員」として位置づけ、専門家や関係職員と連携し、チームによる現地活動の支援に努めます。

【他県等との連携】

- 中国地方知事会で組織する「中山間地域振興部会」等との連携・協力の下に、社会経済環境の変化や、それに伴う新たな課題や対策についての情報収集や調査研究を進めます。
- また、同様な課題を抱える他の県等とも連携し、関係対策や制度の充実強化、規制緩和などについて、国への要望・提案活動を行います。

■ 中山間地域づくりの推進体制（R5.4～）



山口県中山間地域振興条例

平成18年7月11日山口県条例第51号
改正 令和3年7月13日山口県条例第38号

山口県の中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子・高齢化の急速な進展等により、農林水産業等の経済活動が停滞するとともに、集落の機能が大幅に低下しており、危機的状況に置かれている。

また、近時における市町村の合併の進展に伴い、行政区域が広域化する等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような状況の中で、市町及び県民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来の県民の豊かな生活を確保することは、重要な課題である。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して中山間地域の振興に取り組むことを決意し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中山間地域の振興について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる区域をいう。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- 二 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された区域
- 三 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- 四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三条第一項及び第二項並びに同法第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域

(県の責務)

第三条 県は、中山間地域の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第四条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(国への提言)

第五条 県は、国に対し、中山間地域の振興に関する政策の提言を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、県が実施する中山間地域の振興に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第七条 中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。
- 二 中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- 三 定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- 四 集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- 五 農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- 六 中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

(基本計画)

第八条 知事は、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中山間地域の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき中山間地域の振興に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映で

きるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町及び県民等に対する支援)

第九条 県は、市町が実施する中山間地域の振興に関する施策及び県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十条 県は、国、市町及び県民等と連携しつつ、中山間地域の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、県議会に、中山間地域の状況及び中山間地域の振興に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年条例第三八号）

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

<<<< 用語解説 >>>>

「山口県中山間地域づくりビジョン」に記載されている用語のうち、専門的な用語や十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付しているページ番号は、その用語が出てくる主なページを示しています。

え

◆エコツーリズム <P36>

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

◆SNS <P38, 65>

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

◆エリートツリー <P58>

形質や成長に優れた樹木を交配・育成した集団の中から特に優れたものとして選ばれた樹木のこと。本県では、エリートツリーの中でもさらに厳しい基準をクリアし、農林水産大臣の指定を受けた品種を種子採取用母樹として使用。

◆エネルギーの森 <P58>

発電企業等と関係市町が連携して木質バイオマス発電燃料として使用する木材を生産する森のこと。

か

◆カーボンニュートラル <P4>

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

◆学校・地域連携カリキュラム <P33>

社会に開かれた教育課程の視点をもとに、学校と地域が連携・協働する教育活動を体系的に示したカリキュラムのこと。

◆通いの場 <P66>

住民が主体的に介護予防に資する活動を行う場のこと。

◆関係人口 <P4, 22, 25, 27, 37, 40, 65>

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者のこと。

き

◆緊急輸送道路 <P67>

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。

け

◆建設DX <P59>

デジタル技術の活用により建設分野における業務や働き方を変革し、生産性向上や維持管理の高度化・効率化を行うことにより、県民のより安心・安全で豊かな生活を実現すること。

こ

◆コミュニティ・スクール <P9, 49>

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子供たちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われている。

◆コミュニティ・ビジネス <P21, 53, 61, 70>

地域住民自らが、地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら、継続的な事業の形で展開していく新たなビジネスのこと。

さ

◆サテライトオフィス <P10, 21, 61, 70>

企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

し

◆ジビエ <P56, 69>

狩猟等で捕獲した野生鳥獣の肉のこと。

◆自主防災組織 <P3, 9, 23, 47, 67>

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づいて自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。

◆集落機能 <P1, 2, 7, 21, 22, 25, 29, 30, 37, 63>

集落が有する、冠婚葬祭など地域住民同士が相互に扶助し合いながら生活の維持・向上を図る「生活扶助機能」、草刈りや道普請等により地域の生産活動の維持・向上を図る「生産補充機能」、農林地や地域固有の景観、文化等を維持・管理する「資源管理機能」のこと。

◆熟議 <P33>

多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。

◆**小水力発電** 《P55, 70》

水が落下するエネルギーを用いて発電する、最大出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備の総称のこと。

◆**浸水想定区域** 《P48, 67》

国や都道府県が指定する河川や海岸において、洪水や高潮発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の洪水や高潮による氾濫が河川や海岸から発生した場合に浸水が想定される区域のこと。

せ

◆**生物多様性** 《P36》

様々な生き物がいたり、山、川、海など生き物が暮らせる自然があること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

た

◆**体験型教育旅行** 《P70》

児童・生徒が農山漁村でホームステイをしながら行う、農林漁業体験をはじめとした様々な体験活動を取り入れた修学旅行等のこと。

ち

◆**地域運営組織** 《P3》

小学校区や公民館区等の広域的な範囲で、暮らしを支える仕組みづくりに取り組む住民組織のこと。

◆**地域おこし協力隊** 《P4, 7, 8, 22, 29, 31, 32, 33, 39, 63, 64》

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

◆**地域経営会社** 《P7》

住民が直接参画し、地域資源を活用した事業により地域を支える組織のこと。

◆**地域子育て支援拠点** 《P49, 66》

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。

◆**地域コミュニティ組織** 《P10, 30, 32, 53, 61, 70》

一定の地域を基盤とし、共通の属性や意識を持つ人々を構成員として、地域活動を行う団体や組織のこと。

◆**地域資源** 《P3, 7, 10, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 29, 30, 31, 32, 34, 37, 41, 49, 53, 54, 55, 56, 60, 61, 64, 65, 70》

自然・土地、歴史・文化・伝統、農林水産物、加工産物、人工公物、技術など、地域に備わっているもの、地域から生み出されるものの総称。

◆**地域包括ケアシステム** 《P47, 66》

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

◆**地方創生テレワーク** 《P8, 25, 39, 65》

テレワークにより、地方に暮らしながら都会と同じ仕事を「転職なき移住」等を実現し、地方創生につなげるための取組のこと。

◆**中核経営体** 《P10, 54, 55, 57, 69》

集落営農法人や林業認定事業体、漁業士や漁業経営法人など、持続的かつ安定的な農林漁業経営を実践し、後継者を育成するとともに雇用の受け皿となり、地域をけん引する経営体のこと。

て

◆**デジタルデバインド** 《P45》

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差のこと。

◆**デマンド型乗合タクシー** 《P23, 43, 66》

利用者のニーズに応じて、電話予約や区域運行など、柔軟な運行を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。

◆**テレワーク** 《P1, 39, 65》

情報通信技術を活用した、時間や場所に捉われない柔軟な働き方のこと。

と

◆**ドクターヘリ** 《P46, 67, 68》

事故や災害時等に、消防機関・医療機関からの要請に対し、直ちに医師・看護師が搭乗して、救急現場に出動するヘリコプターのこと。

◆**特定有人国境離島** 《P66》

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持するうえで特に必要と認められる地域のこと。本県では、萩市見島のみが対象。

に

◆**二地域居住** 《P41》

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方のこと。

は

◆**バイオマス** 《P55, 56, 58, 70》

原油等の化石資源を除いた動植物などから生まれた生物資源の総称。

参考資料

◆ハザードマップ 《P47, 48, 67》

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報をわかりやすく表示した地図のこと。

ひ

◆PBL 《P21》

Project Based Learningの略。課題解決型の教育プログラムのこと。

◆光ファイバ 《P16, 45, 66》

ガラスやプラスチックの細い繊維できている、光を通す通信ケーブルのこと。信号の減衰が少なく、超長距離でのデータ通信が可能。

い

◆5G 《P45, 66》

「G」とはGeneration（世代）の略で、第5世代移动通信システムのこと。「超高速」「多数接続」「超低遅延」といった特徴を持つ。

◆物質循環補完機能 《P6》

人間の生活により陸から海へと排出される大量のプラスチックやリンなどが、海の生態系による食物連鎖を通じて魚類などの水生生物へと生まれ変わり、漁業は漁獲を通じてその一部を海から回収することにより、再資源化が促進されること。

◆ブルーカーボン 《P58》

海洋生態系に取り込まれた炭素のこと。

◆プロボノ 《P40, 65》

仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動のこと。

◆プロボノワーカー 《P40, 65》

プロボノに携わるボランティアのこと。

ほ

◆放課後児童クラブ 《P9, 49》

保護者が就業などで昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る施設のこと。

◆防災重点農業用ため池 《P48, 67》

農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき都道府県知事が指定したもののこと。

ま

◆マイクロツーリズム 《P3, 22, 41, 54, 65》

自宅から1～2時間程度の移動圏内の観光地など近隣地域内で観光する近距離旅行のこと。

ゆ

◆UJIターン 《P8, 69》

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

り

◆流域治水 《P67》

気候変動による水害リスクの増大に備え、河川管理者等がこれまで実施してきたハード・ソフト対策に加えて、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、水害を軽減させる取組のこと。

わ

◆ワーケーション 《P8, 25, 39, 65》

「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、業務効率の向上やイノベーションの創出とともに、観光地などで余暇の充実を図る働き方のこと。

山口県 総合企画部 中山間地域づくり推進課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-2549 FAX : 083-933-2559

E-mail : a11500@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/30/>